

上下水道事業告示第20号

向日市雨水貯留施設設置助成金交付要綱を次のように定めます。

令和2年4月1日

向日市長 安 田 守

向日市雨水貯留施設設置助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、雨水の流出抑制及び資源の有効利用を図るため、雨水貯留施設を設置する者に対し、予算の範囲内において向日市雨水貯留施設設置助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、向日市補助金等交付規則（平成20年規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「雨水貯留施設」とは、建物の雨どいから雨水を貯留するために当該建物の敷地内に設置する貯留量が80リットル以上の貯留槽及びその附属設備であつて、本市が別に定める基準に適合するものをいう。

(対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に住宅、事業所等の建物（建築中及び建築確認書等により建築が確実なものを含む。以下同じ。）を所有する（所有することが確実な場合を含む。）個人若しくは法人又は当該建物を所有者の同意を得て使用する者
- (2) 市税、水道料金及び下水道使用料の滞納がないこと。
- (3) 向日市暴力団排除条例（平成24年条例第24号）第2条第

4号に掲げる暴力団員等でないこと。

(4) 他の補助制度を利用して建物を整備する者で、当該補助制度に基づき建物とともに雨水貯留施設を設置するものでないこと。

(対象経費及び助成金額)

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、雨水貯留施設（一の建物につき2基以内とする。）の購入に要する経費（設置工事費を除き、送料並びに消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

2 助成金額は、前項に規定する対象経費の4分の3とし、45,000円を限度とする。

3 前項の助成金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金を交付しない。

(1) 交付決定通知を受ける前に雨水貯留施設を設置した場合

(2) 展示又は販売を目的とする場合

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、向日市雨水貯留施設設置助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、設置前に下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

(1) 建物の所有者を確認できる書類

(2) 建物の位置図

(3) 建物の配置図に雨水貯留施設の設置予定箇所を示した図面又は写真

(4) 対象経費の額を確認できる書類（見積書、カタログ等）

(5) 申請者が建物の所有者でない場合は、所有者の同意書

(6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

(審査及び交付決定)

第6条 管理者は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは助成金の交付を決定するものとする。

2 管理者は、前項の規定により助成金の交付について決定したと

きは、申請者に対し向日市雨水貯留施設設置助成金交付決定通知書（様式第2号）又は向日市雨水貯留施設設置助成金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（設置及び設置完了届）

第7条 申請者は、前条の交付決定通知書に記載された交付決定の日から60日以内に雨水貯留施設を設置し、向日市雨水貯留施設設置完了届（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- (1) 設置した雨水貯留施設の領収書の写し
- (2) 雨水貯留施設の設置状況がわかる写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

2 前項の完了届が交付決定の日から60日以内に提出されなかったときは、申請が取り下げられたものとみなす。

（設置確認及び確定通知）

第8条 管理者は、前条の完了届の提出があつたときは、提出の日から30日以内に設置状況の確認及び適否の審査を行い、交付決定の内容に適合すると認めるときは、助成金の額を確定し、申請者に対し向日市雨水貯留施設設置助成金額確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 申請者は、前項の設置状況の確認が適正に行われるよう協力しなければならない。

（交付請求）

第9条 前条第1項の通知を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、同項の通知書に記載された助成金額確定の日から30日以内に、向日市雨水貯留施設設置助成金交付請求書兼振込依頼書（様式第6号）により管理者に請求しなければならない。

（助成金の交付）

第10条 管理者は、前条の請求を受けたときは、助成決定者に対し速やかに助成金を交付するものとする。

（雨水貯留施設の管理及び処分の制限）

第11条 助成決定者は、雨水貯留施設の機能を良好に保つための管理を行い、雨水の流出抑制及び有効利用に努めなければならない。

い。

- 2 助成決定者は、雨水貯留施設に土砂、ごみ等が堆積することを防止するため、定期的な点検及び清掃を行わなければならない。
- 3 助成決定者は、助成金交付の日から7年を経過する日まで、市の承認を受けずに雨水貯留槽を助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に廃止前の向日市雨水貯留施設設置助成金交付要綱(平成28年告示第39号)の規定によりなされた助成金交付については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

(宛先)
向日市長

(申請者)
住所
氏名
電話番号

印

向日市雨水貯留施設設置助成金交付申請書

向日市雨水貯留施設設置助成金交付要綱第 5 条の規定により、向日市雨水貯留施設設置助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、申請に当たり、私の市税、水道料金及び下水道使用料の納付状況について調査されることに同意します。

記

設置場所	向日市 町
建物の所有者の氏名	
雨水貯留施設のメーカー名、製品名及び容量	
設置予定日	年 月 日
購入価格	円
助成金交付申請額	円 (購入予定価格の 4 分の 3 の額 (1,000 円未満切捨て) とし、45,000 円を限度)

添付書類

- (1) 建物の所有者を確認できる書類
- (2) 建物の位置図
- (3) 建物の配置図に雨水貯留施設の設置予定箇所を示した図面又は写真
- (4) 対象経費の額を確認できる書類 (見積書、カタログ等)
- (5) 申請者が建物の所有者でない場合は、所有者の同意書
- (6) その他管理者が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

向日市長

印

向日市雨水貯留施設設置助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった向日市雨水貯留施設設置助成金については、向日市雨水貯留施設設置助成金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付決定します。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 交付条件等
 - (1) 維持管理は、申請者の責任において行うこと。
 - (2) 雨水以外のもの又は正常な機能を阻害するようなものを貯留施設に流入させないこと。
 - (3) この通知書に記載された交付決定の日から60日以内に設置を完了し、完了届を提出すること。

様

向日市長

印

向日市雨水貯留施設設置助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった向日市雨水貯留施設設置助成金については、向日市雨水貯留施設設置助成金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付できませんので通知します。

記

交付できない理由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、向日市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、向日市を被告として（訴訟において向日市を代表する者は向日市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

(宛先)
向日市長

(申請者)
住所
氏名
電話番号

印

向日市雨水貯留施設設置完了届

年 月 日付け第 号で助成金交付決定の通知を受けた向日市雨水貯留施設の設置が完了したので、向日市雨水貯留施設設置助成金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

設置場所	向日市 町
建物の所有者の氏名	
交付金額	円
完了年月日	年 月 日

添付書類

- (1) 設置した雨水貯留施設の領収書の写し
- (2) 雨水貯留施設の設置状況がわかる写真
- (3) その他管理者が必要と認める書類

様式第 5 号（第 8 条関係）

第 年 月 日
号

様

向日市長

印

向日市雨水貯留施設設置助成金額確定通知書

年 月 日付けで決定した助成金の交付について、下記のとおり助成金額を確定したので、向日市雨水貯留施設設置助成金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

なお、この通知書に記載された助成金額確定の日から 30 日以内に助成金交付請求書兼振込依頼書を提出してください。

設置場所	向日市 町
確定後の助成金額	円

様式第6号(第9条関係)

年 月 日

(宛先)
向日市長

(申請者)
住所
氏名
電話番号

印

向日市雨水貯留施設設置助成金交付請求書兼振込依頼書

年 月 日付け第 号の確定通知に係る向日市雨水貯留施設設置助成金について、向日市雨水貯留施設設置助成金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり助成金を請求します。

記

設置場所	向日市 町
請求金額	円
振込先	金融機関名
	預金の種類 普通・当座
	口座番号
	フリガナ
	口座名義人

添付書類 向日市雨水貯留施設設置助成金額確定通知書(写)

同 意 書

年 月 日

(宛先)
向日市長

(建物所有者)
住所
氏名
電話番号

印

下記申請者が向日市雨水貯留施設設置助成金の交付を受けて雨水貯留施設を設置する建物は、私が所有するものですが、申請者が善良な管理者の注意をもって管理することを条件として、当該雨水貯留施設を設置することに同意します。

記

申請者（借家人）住所	
申請者（借家人）氏名	
設 置 場 所	